

令和6年度 第3回 松戸市介護保険運営協議会 資料

地域包括支援センターの後方支援等にかかる 体制変更について

松戸市地域包括ケア推進課

2024/10/17

地域包括ケア推進課の体制にかかる課題

地域包括支援センター（以下「センター」という。）間の総合調整やセンターの後方支援等については、地域包括ケア推進課内の「基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）」が担っている。

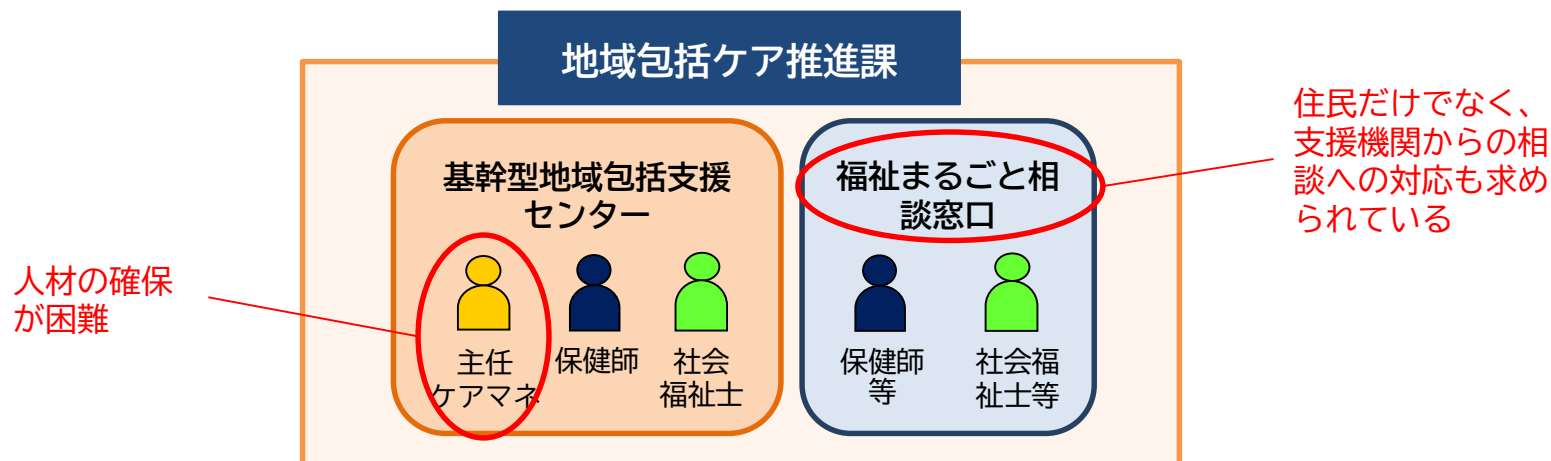
また、地域包括ケア推進課内には、どこに相談したらわからない福祉の相談に応じ、適切な支援機関につなぐ「福祉まるごと相談窓口」も置かれている。

<基幹型センターの課題>

介護人材の確保が難しい中、市職員においても主任介護支援専門員は特に人数が少ないことから、主任介護支援専門員個人に左右されず、適切にセンターの後方支援等を行えるような体制を構築する必要がある。

<福祉まるごと相談窓口の課題>

住民のための相談窓口として設置されたが、各分野の支援機関から、複雑化・複合化した課題への対応を求められることもあるため、その機能を整理し明確にしていく必要がある。



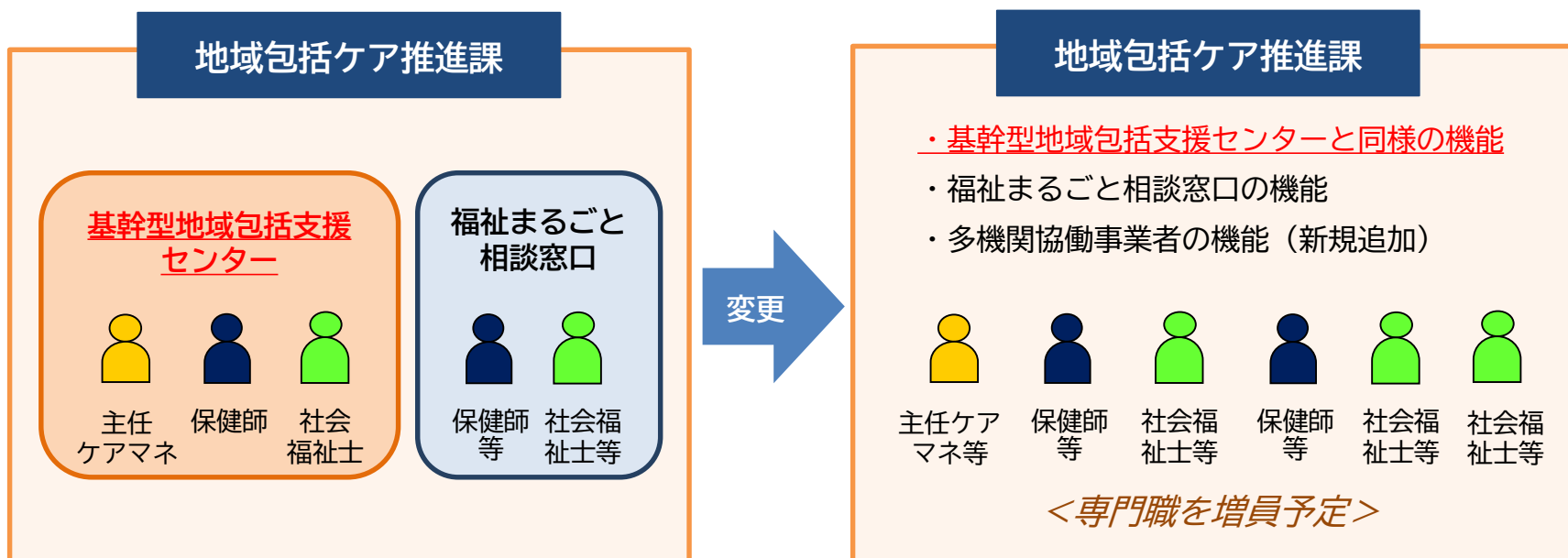
地域包括ケア推進課の体制にかかる課題の解決策

専門職を、基幹型センターではなく、地域包括ケア推進課に配置し、基幹型センターと同様の機能を確保することにより、後方支援等を行う体制に改める。

これにより、センターとしての人員配置基準の適用外となり、人員を柔軟に配置できるようになることから、体制のさらなる充実を図ることが可能になる。

～令和6年度

令和7年度～



センターの後方支援等の体制にかかる国通知

地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

（平成18年10月18日付 厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）

3 市町村の責務

(1) 設置

④ センター間における役割分担と連携の強化

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。

例えば、

- ・ 地域のセンターに対する後方支援機能の強化の観点から基幹型センター及び機能強化型センターを設置する
- ・ 複数のセンターが相互に補完し合いながら、それぞれがセンター機能を最大限に発揮するため、6(2)に掲げる規定を活用し一体的に運営する
- ・ センター間で情報共有の迅速化を図るとともに適切な連携を確保するため、ICTを活用するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

なお、市町村に専門職を配置し基幹型センターと同様の機能を確保することや、専門機関等との連携により当該機関に機能強化型センターと同様の機能を担わせることもセンター全体の質の向上のため有効である。

平成29年4月
松戸市基幹型地域包括支援センター
を設置

変更

令和7年4月
松戸市地域包括ケア推進課
に専門職を配置し基幹型センターと同様の機能を確保

後方支援等の質を担保するための方策 ①

<松戸市事務分掌規則に明記する>

松戸市事務分掌規則に、地域包括ケア推進課が、基幹型センターと同様の機能を担うことを明記する。

松戸市事務分掌規則 抜粋（地域包括ケア推進課に関する部分）

（平成25年松戸市規則第11号）

現行
事務の概目
・ <u>基幹型地域包括支援センターに関すること。</u> ・ <u>地域包括支援センターに関すること。</u> ・ 高齢者の総合相談に関すること。 ・ 高齢者の権利擁護に関すること。 ・ 包括的継続的ケアマネジメントに関すること。 ・ 地域ケア会議に関すること。 ・ 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。 ・ 生活支援体制整備に関すること。 ・ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく措置に関すること。



改正案
事務の概目
・ <u>地域包括支援センター間の総合調整に関すること。</u> ・ <u>地域包括支援センターの後方支援に関すること。</u> ・ 高齢者の総合相談に関すること。 ・ 高齢者の権利擁護に関すること。 ・ 包括的継続的ケアマネジメントに関すること。 ・ 地域ケア会議に関すること。 ・ 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。 ・ 生活支援体制整備に関すること。 ・ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく措置に関すること。

後方支援等の質を担保するための方策 ②

<地域包括支援センター運営方針に明記する>

センター運営方針に基幹型センター運営方針を取り込む形で両方針を統合することにより、センター運営方針に、地域包括ケア推進課（基幹型センターと同様の機能）の運営方針を明記する。

現行（地域包括支援センター運営方針・抜粋）

2 地域包括支援センターの位置づけ

- (1) 市は15か所の日常生活圏域ごとに地域包括を設置し、地域包括の業務を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人への委託を通じて、事業を実施する。
- (2) 地域包括は、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行う基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型包括」という。）と密接に連携しつつ、事業を実施する。

現行（基幹型センター運営方針・抜粋）

2 基幹型包括の位置づけ

- (1) 基幹型包括は、直接の担当圏域を持たず、地域包括の統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。
- (2) 基幹型包括は、市直営の機関として市役所本庁内に設置し、地域包括の業務が市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう調整及び支援を行う。

改正案（地域包括支援センター運営方針・抜粋）

2 地域包括支援センターの位置づけ

- (1) 市は15か所の日常生活圏域ごとに地域包括を設置し、地域包括の業務を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人への委託を通じて、事業を実施する。
- (2) 地域包括は、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行う地域包括ケア推進課と密接に連携しつつ、事業を実施する。

- (3) 地域包括ケア推進課は、地域包括の業務が市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう調整及び支援を行う。

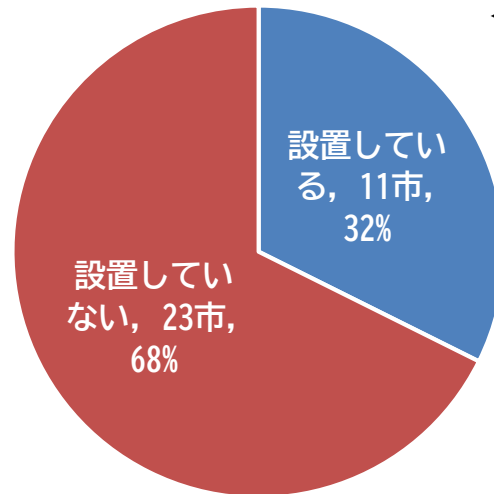
市全域を担当圏域とするセンターの県内における設置状況

千葉、船橋、市川、柏の各市をはじめ、県内の3分の2の市は、市全域を担当圏域とするセンター（※）を設置していない。

（※）基幹型センターの機能は自治体によって様々であるため、ここでは、松戸市の基幹型センターと同様に、市全域を担当圏域とするセンターを調査の対象とした。

市全域を担当圏域とするセンターの設置状況

n=34（※）



<設置している11市の内訳>

松戸、鎌ヶ谷、野田、印西、富里、銚子、旭、
茂原、鴨川、南房総、市原

参考：

「基幹型」を名称に含むセンターを設置している市
6市（松戸、鎌ヶ谷、旭、茂原、南房総、市原）

（※）県内全37市中、市内に設置されているセンターが1か所である3市を除く。

多機関協働事業者としての機能の追加

各分野の相談支援機関が単独では困りごとのときほぐしが困難な複雑化・複合化した課題について、地域包括ケア推進課が「多機関協働事業者」として調整役となり、各分野の相談支援機関との役割分担のもと、解決にあたる体制を構築する。

< 相 談 の 流 れ >

